

安全運転のポイント



2024年
3月号

道路工事による車線規制で隣の車線に合流する、駐車場などの道路外施設から車道に合流する、高速道路で本線車道に合流するなど、走行中に合流しなければならない場面がいくつかありますが、合流の方法を誤ると事故やトラブルにつながることがあります。そこで今回は、合流時における留意点についてまとめてみました。



道路工事等での車線規制による合流

片側2車線の道路で、工事のために1車線が通行止めになっている場合、通行止め側の車線（以下、規制車線といいます。）を走行している車は、隣の車線に進路変更する必要が生じます。交通量が少ない道路であれば比較的容易に進路変更ができるても、交通量の多い道路ではなかなか進路変更ができず、そのまま合流地点まで進行するというケースが少なくありません。そのような場合に、強引に合流しようとすると事故を起こす危険があるだけでなく、無謀な割り込みと受け取られて「あおり運転」などを誘発してしまうこともあります。

こうした合流地点での事故やトラブルを避けるために、1台ずつ交互に合流する方法（規制車線でない側の車が規制車線側の車1台を合流させてから進み、その後ろの車も規制車線側の次の車を合流させてから進むという方法）をとるのがよいでしょう。

なお、道路工事による車線規制では、その手前から警戒標識や工事予告標示板等で車線減少や合流地点、工事箇所までの距離などが示されていることがあります（図1）。規制車線でない車線を走行中に警戒標識等を認めたときは、規制車線側の車が自車線側に進路変更してくるかもしれませんと予測して走行しましょう。



道路外施設からの合流

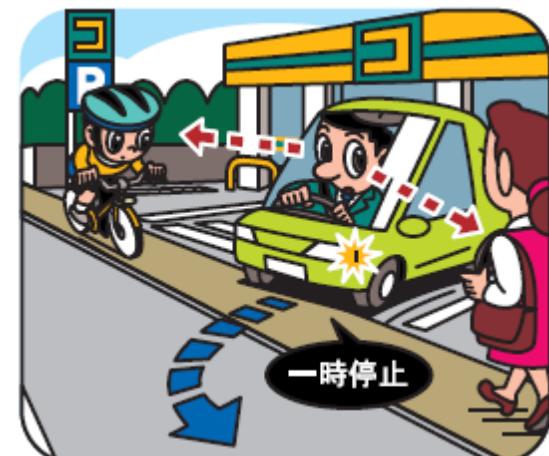
コンビニエンスストアの駐車場など道路外施設から車道に合流する場合、走行車両だけに注意を奪われて、歩道や路側帯を通行する歩行者や自転車を見落としてしまうことがあります。歩道や路側帯を横切って車道に出るときは、歩行者や自転車の有無にかかわらず、駐車場施設や構内など、公道以外でもその直前で一時停止することが義務づけられていますので、それを必ず守り一時停止して歩道や路側帯の安全確認を行わなければなりません。

また、歩道や路側帯を塞ぐ形で停止し、合流待ちをしている車もみられますが、これも避けなければなりません。合流待ちをするときは、歩道もしくは路側帯の手前で停止するようにします。そして、合流できるタイミングを得たときは、再度歩道等の安全確認をしてから進行しましょう。



図1

警戒標識(車線減少) 標示板(工事予告)





高速道路の本線車道への合流時

インターチェンジから本線車道へ合流する時や、サービスエリア等から本線車道に合流する場合、加速車線で十分に加速します。これは本線車道を走行する車との速度差を小さくするためです。速度差が大きい状態で合流しようとすると、本線車道の車の流れを乱すことになり、最悪の場合は衝突する危険があります。したがって、加速車線を最大限に活用して加速することが重要なポイントであり、図2に示したような加速車線の途中での合流は、加速が不十分なだけでなく、急な進路変更にもつながり非常に危険なため避けなければなりません。

また、合流する際は本線車道の状況を確認し、走行している車の通行を妨げないようにしましょう。

※本線車道の走行車線を走行中に合流地点に接近した場合には、できれば合流地点の手前で後方の安全確認をしたうえで車線変更をして、合流スペースを作り、合流しようとしている車がスムーズに進入できるようにしてあげましょう。



Y字形交差点での合流時

Y字型交差点で合流する場合は、自車が走行している道路が優先かどうかを確認する必要があります。図3は、Y字型交差点における優先関係を示した道路標示で、A側の道路が優先となります。したがって、B側の道路を走行している場合は、A側の道路を走行している車の走行を妨げてはなりませんので、合流する前に徐行もしくは一時停止してA側の道路を走行してくる車の有無を確認し、接近している車があるときは通過を待ち、安全が確認されたら合流するようにします。

優先関係を示した道路標示を見落とすと、自車が優先だと勘違いしてしまうおそれがありますので注意しましょう。

道路標識にも注意を！

右の標識は、「合流交通あり」の標識で、前方に合流地点があることを示しています。この標識を見かけたら、合流地点を早めに把握とともに、見通しの良い場所であれば接近してくる車や自転車がないかどうかを確認し、見通しの悪い場所の場合には、速度を落とし急な飛び出しに備えましょう。



図2

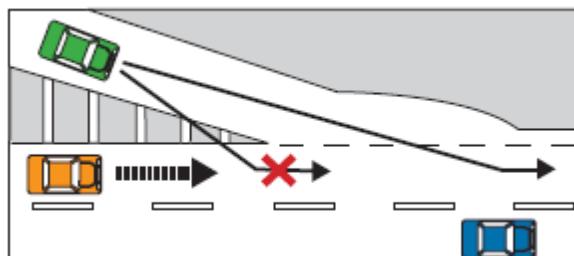


図3

道路標示のある側の道路(B)と交差する前方の道路(A)が優先道路であることを示しています。



【お問い合わせ先】 詳しくは、パソコン又はスマートフォンで当社ホームページをご確認ください。

パソコンからのお問い合わせは

パナソニック保険



スマートフォン用



<取扱代理店> パナソニック保険サービス株式会社